

地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業) 及び計画(案) について

1. バリアフリー化設備等整備事業の概要

地域公共交通確保維持改善事業には、「地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持)」のほか、「地域公共交通バリア解消促進事業(バリアフリー化設備等整備事業)」が用意されている。

補助対象事業者がこの事業を活用する場合は、補助金交付申請時に、協議会において策定した、生活交通改善事業計画を添付しなければならない。

生活交通改善事業計画の策定事項

1. 目的・必要性
2. 目標・効果
3. 事業内容、事業実施事業者
4. 費用の総額、負担者及びその負担額

●補助対象事業者

- ◆一般乗合旅客自動車運送事業者
- ◆一般乗用旅客自動車運送事業者
- ◆これらの者に車両を貸与する者

●補助対象経費

- ◆バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費

2. バリアフリー化設備等整備事業の活用

国土交通省が、バリアフリー化設備等整備事業の要望調査を実施したところ、以下のとおり、本事業を活用して車両導入の意向があった。

また、平成26年4月から運行を予定している川東コミュニティバスにおいても、本事業を活用し、小型低床バスの導入を今年度中に行いたい。

●事業内容【福祉タクシー車両(スロープ付き)の購入】

- ・補助対象事業者・・・新発田観光タクシー(株)
- ・補助対象経費・・・1,980,000円(見込み額)
- ・国庫補助要望額・・・600,000円

●事業内容【小型ノンステップバスの購入】

- ・補助対象事業者・・・リース業者(新潟交通観光バス(株))
- ・補助対象経費・・・20,000,000円(見込み額)
- ・国庫補助上限額・・・1,900,000円

3. 生活交通改善事業計画(案) について

生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)(案)については、別紙のとおりとしたい。